

令和4年12月21日制定

## 福井県宅地建物取引士資格試験の受験禁止の措置に関する基準

### 1. 趣旨

本基準は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験（以下「宅建試験」という。）における受験禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、宅建試験を不正の手段によって受け、または受けようとする行為に厳正に対処し、もって宅建試験の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

### 2. 措置の基本方針

宅建試験の公正かつ適正な実施を確保するため、不正の手段によって、宅建試験を受け、法第17条第3項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

### 3. 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって宅建試験を受け、または受けようとした行為をいう。

### 4. 措置の基準

#### (1) 一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受験禁止期間
①他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1年
②参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
③虚偽の出願（替え玉受験など）によって宅建試験を受け、または受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

(2) 個別事情による措置の加重または軽減

- ①不正行為の内容および情状により受験禁止期間を加重または軽減することができる。
- ②過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受験禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受験者に通知するとともに、指定試験機関および国土交通省へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

不正の手段によって、他の都道府県における宅建試験を受け、または受けようとしたことにより、法第17条第3項の規定に基づき、都道府県知事より宅建試験の受験を禁止された者については、福井県宅建試験においても、措置を講じることとする。その場合、受験禁止期間は、既に措置を行った都道府県が定める受験禁止期間に準ずる。

7. 施行期日等

この基準は、令和4年12月21日から施行する。